

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 秋田県規則第二十四号

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（記録の整備）</p> <p>第四条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 第九条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録</p> <p>三 第十条第一項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第七条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職</p> | <p>（記録の整備）</p> <p>第四条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 第八条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録</p> <p>三 第九条第一項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</p> |

場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第八条 略

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第九条 略

(事故発生時の対応)

2 第十条 福祉ホームは、条例第十三条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(衛生管理等)

第七条 略

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条 略

(事故発生時の対応)

2 第九条 福祉ホームは、条例第十二条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準

を定める条例施行規則第八条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。